

大和市告示第180号

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和6年12月2日

大和市長 古谷田 力

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係要綱の整備に関する要綱

(大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部改正)

第1条 大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱(平成19年大和市告示第45号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「その申請後、」を「当該徴収猶予の期間後に」に改め、「6月以内に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一部負担金の納付の義務を負う被保険者が救急患者等として保険医療機関等を受診した場合において、当該被保険者が資力の活用が可能となるまで一部負担金の徴収を猶予すべき者であると市長が認めるときは、一部負担金の徴収猶予を行うことができる。ただし、当該徴収猶予の期間後に当該一部負担金を納入できる見込みがある場合に限る。

第7条を次のように改める。

(減免等の期間)

第7条 減免等の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第2項の規定以外の規定による減免等を受けた者 当該減免等の理由となる事実が発生した日から起算して3月以内(ただし、当該減免等の理由である状態が継続しており、一部負担金の支払が困難であると認められるときは、更に3月以内の期間に限り、延長することができる。)

(2) 前条第2項の規定による徴収猶予を受けた者 資力の活用が可能となるまでの期間(ただし、1年以内の期間に限る。)

第8条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条第1項中「する者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「第1号様式」を「以下「申請書」という。」に、「を説明するための」を「が分かる」に改め、同項後段を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「減免等申請」を「申請」に改め、「する者」の次に「(第6条第2項の規定による徴収猶予を受けようとする者を除く。)」を加え、「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同項第1号中「認める」の次に「者である」を加え、同項第2号中「がなされている」を「を行っている者である」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定による徴収猶予を受けようとする者であつて、申請書を提出できないやむを得ない特別の理由があるものについては、申請書及び減免等を必要とする理由が分かる資料等の提出を省略することができる。この場合において、当該やむを得ない特別の理由がやんだときは、当該申請者は、直ちに申請書に減免等を必要とする理由が分かる資料等を添えて市長に提出しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、既に減免等の決定を受けている者が経済事情の変化等により減免等の内容の変更を申請する場合について準用する。

第9条の見出しを「(決定等)」に改め、同条第1項中「減免等申請」を「申請」に改め、「第2号様式。」を削り、同条第2項中「前項の決定に基づいて」を「減免等をすることを決定したときは、」に改め、「(第3号様式)」を削り、同条に次の2項を加える。

3 第4条の規定による一部負担金の減額又は第5条の規定による免除の決定を受けた者が受診した医療機関等において当該減額等をする前の一部負担金を支払ったときは、速やかに、一部負担金還付申請書に当該一部負担金の支払に係る領収書その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査して還付の適否を決定し、その旨を大和市一部負担金還付決定(却下)通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合においては、還付の決定を受けた者が市長に請求書を提出することにより、その者に対し還付金の支給を行うものとする。

第10条第1項中「関係医療機関」を「関係保険医療機関」に改める。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）申請書	第 8 条
第 2 号様式	大和市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）（決定・取消）通知書	第 9 条及び第 1 0 条
第 3 号様式	大和市国民健康保険一部負担金（減額・免除・徴収猶予）証明書	第 9 条
第 4 号様式	一部負担金還付申請書	第 9 条
第 5 号様式	大和市一部負担金還付決定（却下）通知書	第 9 条

第1号様式から第3号様式までを削る。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱(平成18年大和市告示第148号)の一部を次のように改正する。

第1条中「活動」の次に「(以下「活動」という。)」を加える。

第2条中「住民基本台帳法の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省第28号)」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)」に、「に定める」を「の規定により、」に改め、同条第1号中「代表者名」を「代表者」に改め、同条第4号中「住所」の次に「(法人の場合は、当該責任者の役職名及び氏名)」を加え、同条第6号中「委託元の氏名」を「委託者の氏名又は名称」に、「委託元が」を「委託者が」に改める。

第3条中「委託元に」を「委託者に」に、「委託元と受託会社」を「委託者と受託者」に改める。

第4条中「定める」を「規定する」に、「市町村長」を「市長」に、「とおり」を「各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条第1号中「第2条第1号に規定する」を削り、「場合」の次に「次に掲げる書類」を加え、同号イ中「事業者の取組み」を「申出者の取組」に改め、同条第2号中「及び」を「又は」に改め、「場合」の次に「次に掲げる書類」を加え、同条第3号中「閲覧する場合」を「閲覧をする場合 次に掲げる書類(委託者が国、都道府県、大学等の場合にあつては、イに掲げる書類を除く。)」に改め、同号ア中「写し等」の次に「(委託者が国、都道府県、大学等の場合は、閲覧を委託することを証明する書類)」を加え、同号イ中「委託元の」を「委託者の」に、「等、委託元」を「その他の委託者」に改め、同号ウを削る。

第6条第1項中「住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る誓約書」の次に「(以下「誓約書」という。)」を加える。

第7条第1項中「承認後、」の次に「当該閲覧申出書の」を加え、「割り印」を「当該閲覧申出書及び当該閲覧申出書の複写に割印」に、「複写した方を」を「当該閲覧申出書の複写を当該」に改める。

第8条第1項中「配達記録で」の次に「当該」を加え、「住所登録地」を「住民登録地」に改め、同条第2項中「住所とし、」の次に「当該」を加え、同条第3項中「閲覧日に」の次に「当該」を加える。

第10条第6項第1号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同項第2号中「年金手帳」

の次に「又は基礎年金番号通知書」を加える。

第11条第2項中「場合において」の次に「、」を加え、同条第4項中「閲覧者が同意した「閲覧者が守るべき事項」」を「同意書に記載された閲覧者が守るべき事項」に改める。

第12条第1項中「取下げを」の次に「市長に」を加える。

第13条第3号中「第2条に規定する申出書」を「閲覧申出書」に改め、「第6条第1項に規定する」を削り、同条第4号中「第6条第1項の」を削り、「同条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第5号ウ中「、その他」を「その他」に改める。

第15条中「定める市町村長」を「規定する市長」に改め、「の実施」を削る。

(大和市出産費用助成事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和市出産費用助成事業実施要綱（平成26年大和市告示第173号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は」の次に「、第3子以降の出産に係る経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実に資するため」を加え、「こと（以下「助成」という。）により、その世帯の経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実に資することを目的」を「事業の実施に関し、必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第1号中「及び第5条」を「及び第5条第1項」に改め、同号イ中「いう」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ウ中「申請した」を「、当該申請をした」に改め、同号オを次のように改める。

オ 前年（1月から5月までの間において申請をする場合は、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。以下同じ。）について、次に掲げる方法により算出した額の合計が7,300,000円未満であること。

(ア) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として

計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

(イ) (ア)に規定する市町村民税につき、次に掲げる者については、次に定める額を(ア)の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- a 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- b 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- c 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

第5条第1項ただし書中「ただし、」の次に「当該」を加え、同項第1号中「及び診療報酬明細書の写し」を「その他の出産費用の額及びその内訳を確認できる書類」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 夫婦それぞれの健康保険の資格に係る情報を確認できる書類

第5条第2項ただし書中「市長が特に必要と認める場合は、この限りでない」を「やむを得ない事由により当該期間内に申請することができないと認められる場合に限り、当該期間の経過後であっても申請することができる」に改める。

第6条第1項中「申請者から前条第1項の規定による申請を受理した」を「申請があった」に改める。

(大和市特定健康診査等事業実施要綱の一部改正)

第4条 大和市特定健康診査等事業実施要綱（令和5年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「被保険者証等」を「資格を確認できる書類」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の規定による改正前の健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により交付を受けている被保険者証等については、第1条の規定による改正前の大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱第8条第1項、第9条及び第1号様式から第3号様式までの規定、第2条の規定による改正前の住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱第10条第6項第1号の規定、第3条の規定による改正前の大和市出産費用助成事業実施要綱第5条第1項第2号の規定並びに第4条の規定による改正前の大和市特定健康診査等事業実施要綱第8条第2項の規定は、施行日から当該被保険者証等の有効期限の日（当該有効期限が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日）までの間は、なおその効力を有する。